

医療安全対策委員会

医療安全管理に関する基本的な考え方

医療の現場では、医療従事者の不注意が単独であるいは重複したことによって、医療上望ましくない事態を引き起こし、患者さんの安全を損なう結果となり兼ねません。安全な医療の提供は医療の基本となるのであり、患者さんの安全を確保するためには、まず、職員個人が医療の安全性、重要性を自分自身の課題と認識し、医療安全管理体制の確立を図り、安全な医療の遂行を徹底することが最も重要と考えます。

委員会の設置目的

医療事故防止を図ることを目的として、医療安全管理対策を総合的、継続的に企画、実施するために医療安全対策委員会を設置しています。

委員会の役割

- ① 医療事故等の情報の収集・分析・改善策の立案、実施
- ② 事故防止のための教育プログラムの研修、教育の実施
- ③ 定期的な院内巡視の実施
- ④ 医療安全に関する相談業務
- ⑤ その他医療安全に関すること
- ⑥ 医療安全対策指針の作成

委員会の活動

- ① 医療安全環境ラウンドおよびカンファレンス
- ② ピックアップ事例の検討・予防対策の確認
- ③ 医療安全に関する研修の企画・運営

委員会の構成

病院長、事務長、看護部長、看護部医療安全対策委員会委員長
各部門の責任者（薬局、検査科、放射線科、リハビリテーション科、臨床工学技士、栄養科、医事課、地域連携室）